

古物営業法施行規則の一部改正について

令和7年10月1日から取引金額にかかわらず、古物商が買受時に身分確認及び帳簿の記載を必要とする古物が追加されました。

電線・グレーチング・エアコンの室外機・電気温水機器のヒートポンプの買取価格が1万円未満の場合でも相手方の確認と取引記録が必要となります。

～相手方の確認・取引記録が必要なもの～

改正前

- オートバイ・部分品（ねじ、ボルト、ナット、コード等を除く）
- 書籍、CD・DVD、ゲームソフト

＋（プラス）

改正後

上記に加えて

電線



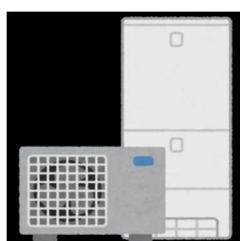
グレーチング
(金属製のものに限る)



エアコンの室外機



電気温水機器の
ヒートポンプ



★上記の物を古物商に持ち込まれる方へのお願い★

上記の物を古物商に売却する際、金額にかかわらず、身分確認（住所、氏名、生年月日、職業等）を求められますので、運転免許証やマイナンバーカード等の身分確認ができるものを持参するようにしてください。



御不明な点は、最寄りの警察署生活安全（生活安全刑事）課又は鹿児島県警察本部生活安全課営業係（099-206-0110）までお問い合わせください。

鹿児島県警察